

W-05 診断する医師と患者の法的責任

社団法人日本てんかん協会長崎県支部・弁護士

塩塚 節夫

1 診断する医師の責任

- (1) 免許証を取得しようとする者から依頼される場合と、公安委員会から委嘱される場合とがあるが、それによって医師の責任が変わることはない。
- (2) 故意に虚偽の事実を記載したとき、作成者が国公立病院勤務者であれば虚偽公文書作成罪（刑法 156）
その他の医師であれば虚偽診断書作成罪（刑法 160）
- (3) 医師の診断が間違っていた場合
 - ア 基準に適合すると診断したのに非適合の事実が判明しても刑事責任は生じない。
 - イ 逆の場合（ありうるかどうか疑問ながら）は過失があれば民事責任を問われることはありうる。

2 患者の法的責任

- (1) 教習所入所時や免許申請時に求められる病状申告は法的義務ではない。しかし、免許試験に合格した後病気を持つことが当局に判ると臨時適性検査を命ぜられ、その結果合格を拒否されたり、免許証の交付を保留されたりすることがある。
- (2) 免許証を取得した者が交通事故を起こした場合
 - ア 病状が基準に適用しないことを知っていながら免許取得時に申告しなかった場合は、刑事・民事の責任が加重される。
 - イ 免許取得時に公安委員会から「運転適性検査済証」の交付を受けていた場合は、発作との関係で責任が加重されることはない。
 - ウ 免許取得後に基準に適合しなくなったのに、警察や免許試験場に申告せず運転を続けていた場合は、責任加重の原因となりうる。